

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第62回）

データの提供により発明が実施可能となる 製品の特許権侵害 ～ソフトウェア製品にデータを組み合わせる形態の 特許権侵害判断～

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

イ号製品が、請求項に係る発明の構成要件を全て充足した場合、イ号製品は特許発明の技術的範囲に属することとなる。

本事件では、特定のデータを活用した画像処理に関する発明について特許が付与されていたところ、特定のデータを備えないイ号製品を被告が製造販売しており、後に特定のデータを組み込むことで上記画像処理機能を実現するイ号製品の技術的範囲の属否が問題となった。

最高人民法院は被告が、特定のデータにより画像処理機能を実現可能であることを知ってユーザに当該データを付属的に提供していたことから、特定のデータが予め記憶部に記憶されていないから技術的範囲に属しないと一審判決¹を取り消した²。

2. 背景

(1) 特許の内容

杭州美盛紅外光電技術有限公司（原告）は、熱像装置及び熱像撮影方法と称する中国特許103063314（314特許）を所有している。314特許は赤外線熱画像上に、参照画像を重畳表示するものである。また「参照画像に関連する構成データ」を適宜設定することで様々な参照画像を赤外線熱画像上に表示することができる。下記図は314特許の画像表示例を示す説明図である。

1 上海知識産権法院2023年9月28日判決（2021）滬73知民初1265号

2 最高人民法院（2023）2025年8月11日判決 最高法知民終2699号